

課長通知の別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の変更点

1. 別紙 1 (第一類医薬品)

(1) 次のものを追加する。

・アシクロビル

(2) 次のものを削除する。

・ケトチフェン。ただし、点鼻剤及び内用剤を除く。

・トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔用軟膏に限る。

2. 別紙 2 (第二類医薬品)

(1) (5) の「○無機薬品及び有機薬品」の変更点

・「ケトチフェン。ただし、点鼻剤及び内用剤に限る。」を
「ケトチフェン」に変更する。・「トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。」を
「トリアムシノロンアセトニド」に変更する。

(2) (5) の「○生薬及び動植物成分」の変更点

ア. 次のものを追加する。

告示名	別名等
アロエ。ただし、外用剤及び 1 日量中アロエ 0.75g 以下を含有するものを除く。	アロエ葉末
ガジュツ。ただし、1 日量中ガジュツ 5g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
カンゾウ。ただし、外用剤、1 日量中カンゾウ 1g 未満を含有するもの及び 1 日量中カンゾウ 1g 以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）を除く。	
コウホン	
シャカンゾウ。ただし、外用剤及び 1 日量中シャカンゾウ 1g 未満を含有するものを除く。	
ソウキセイ（ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む。）。ただし、外用剤を除く。	
鉄粉	
トウニン。ただし、1 日量中トウニン 0.5g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	

イ、「告示名」欄を次の表のとおり変更する。

改正前	改正後
イレイセン	イレイセン。ただし、1日量中イレイセン 0.15g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
インチン。ただし、外用剤を除く。	インチン。ただし、外用剤及び1日量中インチン 3g 以下を含有するものを除く。
インチンコウ。ただし、外用剤を除く。	インチンコウ。ただし、外用剤及び1日量中インチンコウ 3g 以下を含有するものを除く。
ウヤク。ただし、外用剤を除く。	ウヤク。ただし、外用剤及び1日量中ウヤク 2g 以下を含有するものを除く。
オウゴン。ただし、外用剤を除く。	オウゴン。ただし、外用剤及び1日量中オウゴン 1g 以下を含有するものを除く。
オウバク。ただし、外用剤を除く。	オウバク。ただし、外用剤及び1日量中オウバク 3g 以下を含有するものを除く。
オウレン。ただし、外用剤を除く。	オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン 1g 以下を含有するものを除く。
カッコウ。ただし、外用剤を除く。	カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ 3g 以下を含有するものを除く。
カッコン。ただし、外用剤を除く。	カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン 4g 以下を含有するものを除く。
カッセキ。ただし、外用剤を除く。	カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ 1.5g 以下を含有するものを除く。
カラセンキュウ。ただし、外用剤を除く。	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び1日量中カラセンキュウ 2.5g 以下を含有するものを除く。
キョウカツ。ただし、外用剤を除く。	キョウカツ。ただし、外用剤及び1日量中キョウカツ 0.15g 以下を含有するものを除く。
キョウニン。ただし、外用剤を除く。	キョウニン。ただし、外用剤及び1日量中キョウニン 0.2g 以下を含有するものを除く。
ケイガイ	ケイガイ。ただし、1日量中ケイガイ 1g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
ケイガイホ	ケイガイホ。ただし、1日量中ケイガイホ 1g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
ゲンジン。ただし、外用剤を除く。	ゲンジン。ただし、外用剤及び1日量中ゲンジン 0.5g 以下を含有するものを除く。
コウボク。ただし、外用剤を除く。	コウボク。ただし、外用剤及び1日量中コウボク 0.3g 以下を含有するものを除く。
ゴシツ。ただし、外用剤を除く。	ゴシツ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシツ 1.5g 以下を含有するものを除く。
ゴシュユ。ただし、外用剤	ゴシュユ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシュユ

を除く。	0.4g 以下を含有するものを除く。
ゴボウシ。ただし、外用剤を除く。	ゴボウシ。ただし、外用剤及び1日量中ゴボウシ1.5g 以下を含有するものを除く。
サイコ。ただし、外用剤を除く。	サイコ。ただし、外用剤及び1日量中サイコ0.7g 以下を含有するものを除く。
サイシシ。ただし、外用剤を除く。	サイシシ。ただし、外用剤及び1日量中サイシシ0.3g 以下を含有するものを除く。
ジオウ。ただし、外用剤を除く。	ジオウ。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g 以下を含有するものを除く。
ジコッピ。ただし、外用剤を除く。	ジコッピ。ただし、外用剤及び1日量中ジコッピ0.2g 以下を含有するものを除く。
ジャショウジ。ただし、外用剤を除く。	ジャショウジ。ただし、外用剤及び1日量中ジャショウジ0.6g 以下を含有するものを除く。
ショウマ。ただし、外用剤を除く。	ショウマ。ただし、外用剤及び1日量中ショウマ0.15 g 以下を含有するものを除く。
ジリュウ。ただし、外用剤を除く。	ジリュウ。ただし、外用剤及び1日量中ジリュウ1.5g 以下を含有するものを除く。
シンイ。ただし、外用剤を除く。	シンイ。ただし、外用剤及び1日量中シンイ0.3g 以下を含有するものを除く。
ジンコウ。ただし、外用剤を除く。	ジンコウ。ただし、外用剤及び1日量中ジンコウ1g 以下を含有するものを除く。
セッコウ。ただし、外用剤を除く。	セッコウ。ただし、外用剤及び1日量中セッコウ1.5g 以下を含有するものを除く。
センキュウ。ただし、外用剤を除く。	センキュウ。ただし、外用剤及び1日量中センキュウ2.5g 以下を含有するものを除く。
ゼンコ。ただし、外用剤を除く。	ゼンコ。ただし、外用剤及び1日量中ゼンコ1.25g 以下を含有するものを除く。
センナ	センナ（別名センナヨウ）
ソウジュツ。ただし、外用剤を除く。	ソウジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ソウジュツ2.25g 以下を含有するものを除く。
ソボク。ただし、外用剤を除く。	ソボク。ただし、外用剤及び1日量中ソボク1g 以下を含有するものを除く。
タクシャ。ただし、外用剤を除く。	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ3g 以下を含有するものを除く。
チョウトウコウ。ただし、外用剤を除く。	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ0.3g 以下を含有するものを除く。
チョレイ。ただし、外用剤を除く。	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ2.25g 以下を含有するものを除く。
テンマ。ただし、外用剤を除く。	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ1g

除く。	以下を含有するものを除く。
テンモンドウ。ただし、外用剤を除く。	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ 1.25g 以下を含有するものを除く。
ドクカツ。ただし、外用剤を除く。	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ 1.5g 以下を含有するものを除く。
ハクセンピ	ハクセンヒ
ハッカイヒ	ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし、外用剤を除く。
ハンゲ	ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤は除く。）及び1日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。
ビャクキョウザン。ただし、外用剤を除く。	ビャクキョウサン。ただし、外用剤を除く。
ビャクシ。ただし、外用剤を除く。	ビャクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクシ 1.6g 以下を含有するものを除く。
ビャクジュツ。ただし、外用剤を除く。	ビャクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクジュツ 2.25g 以下を含有するものを除く。
ブクリョウ。ただし、外用剤を除く。	ブクリョウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリョウ 4g 以下を含有するものを除く。
ブシ	ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。
ベラドンナ。ただし、外用剤を除く。	ベラドンナコン（別名ベラドンナ）。ただし、外用剤を除く。
ボウイ。ただし、外用剤を除く。	ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ 0.5g 以下を含有するものを除く。
ボウフウ。ただし、外用剤を除く。	ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ 0.3g 以下を含有するものを除く。
ボタンピ。ただし、外用剤を除く。	ボタンピ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンピ 0.4g 以下を含有するものを除く。
マンケイシ。ただし、外用剤を除く。	マンケイシ。ただし、外用剤及び1日量中マンケイシ 0.5g 以下を含有するものを除く。
モクツウ	モクツウ。ただし、1日量中モクツウ 0.3g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く
モツヤク	モツヤク。ただし、外用剤を除く。
ハツ目ウナギ。ただし、外用剤を除く。	ヤツメウナギ。ただし、外用剤を除く。
リュウタン。ただし、外用剤を除く。	リュウタン。ただし、外用剤及び1日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。
レンギョウ。ただし、外用	レンギョウ。ただし、外用剤及び1日量中レンギ

剤を除く。	ヨウ 0.3g 以下を含有するものを除く。
-------	-----------------------

ウ. 次のものを削除する。

- ・アンソッコウ。ただし、外用剤を除く。
- ・イヌザンショウ。ただし、外用剤を除く。
- ・イヌザンショウ果実。ただし、外用剤を除く。
- ・エゾノレンリソウ
- ・エンメイソウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ガイシ。ただし、外用剤を除く。
- ・カイバ。ただし、外用剤を除く。
- ・ガイヨウ。ただし、外用剤を除く。
- ・加工ブシ
- ・カゴゾウ。ただし、外用剤を除く。
- ・キバン。ただし、外用剤を除く。
- ・キョウオウ。ただし、外用剤を除く。
- ・キンギンカ。ただし、外用剤を除く。
- ・クニン
- ・コウエン
- ・ゴウカイ。ただし、外用剤を除く。
- ・ゴオウ。ただし、外用剤を除く。
- ・コズイシ。ただし、外用剤を除く。
- ・コトウイ。ただし、外用剤を除く。
- ・コトウニン。ただし、外用剤を除く。
- ・ゴバイシ。ただし、外用剤を除く。
- ・コロハ。ただし、外用剤を除く。
- ・サヨウ。ただし、外用剤を除く。
- ・サンキライ。ただし、外用剤を除く。
- ・サンシシ。ただし、外用剤を除く。
- ・サンソウニン。ただし、外用剤を除く。
- ・サンリョウ。ただし、外用剤を除く。
- ・シクンシ。ただし、外用剤を除く。
- ・シャジン（沙参）。ただし、外用剤を除く。
- ・シャゼンソウ。ただし、外用剤を除く。
- ・シュロヨウ。ただし、外用剤を除く。
- ・シンキク。ただし、外用剤を除く。
- ・ズシ
- ・セイヨウヤドリギ。ただし、外用剤を除く。
- ・センタリウム草。ただし、外用剤を除く。
- ・センナヨウ
- ・ソウヒョウソウ。ただし、外用剤を除く。

- ・ゾクダン。ただし、外用剤を除く。
- ・ダイウイキョウ。ただし、外用剤を除く。
- ・タイカ。ただし、外用剤を除く。
- ・ダイフウシ
- ・タラ根皮。ただし、外用剤を除く。
- ・タラ根。ただし、外用剤を除く。
- ・チクジョ。ただし、外用剤を除く。
- ・チュ。ただし、外用剤を除く。
- ・ツユクサ。ただし、外用剤を除く。
- ・テイレキシ
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤を除く。
- ・トウシンソウ。ただし、外用剤を除く。
- ・冬虫夏草。ただし、外用剤を除く。
- ・トショウジツ。ただし、外用剤を除く。
- ・ナンバンゲ。ただし、外用剤を除く。
- ・ハクシニン。ただし、外用剤を除く。
- ・ハッカイ。ただし、外用剤を除く。
- ・バツカツ
- ・ヒカイ。ただし、外用剤を除く。
- ・ヒハツ。ただし、外用剤を除く。
- ・ビャクゴウ
- ・ビャクレン。ただし、外用剤を除く。
- ・ビワヨウ。ただし、外用剤を除く。
- ・プランタゴ・オバタ種子。ただし、外用剤を除く。
- ・プラタンゴ・オバタ種皮。ただし、外用剤を除く。
- ・ボウコン。ただし、外用剤を除く。
- ・ホウブシ。ただし、外用剤を除く。
- ・ホオウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ボチョウコウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ホホバ。ただし、外用剤を除く。
- ・マシニン。ただし、外用剤を除く。
- ・マツフジ
- ・モッカ。ただし、外用剤を除く。
- ・モッコウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ヨウバイヒ
- ・ラタニア
- ・リョウキョウ。ただし、外用剤を除く。
- ・レンセンソウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ロクキン。ただし、外用剤を除く。

エ. 「別名欄」に次のとおり追加する。

- ・「ハクセンヒ」の別名に「ハクセンピ」を追加する。
- ・「ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし外用剤を除く。」の別名に「ハッカイボク」を追加する。

オ. 次の（注）を追加する。

- ・1日量は、15歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、15歳未満の者に係る量は基準量を勘案し算定した量とする。
- ・1日量は、原生薬による値であり、エキス等については原生薬に換算した値を使用すること。

（3）（6）の「○無機薬品及び有機薬品」の変更点

「トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。」を「トリアムシノロンアセトニド」に変更する。

（4）（6）の「○生薬及び動植物成分」の変更点

ア. 次のものを追加する。

ブシ（別名加工ブシ又はハウブシ）。ただし、外用剤及び解急蜀椒湯、四逆加人参湯、四逆湯、真武湯、伏苓四逆湯の漢方処方に基づく医薬品並びにこれを有効成分として含有する製剤を除く。

イ. 次のとおり変更する。

「センナ」を「センナ（別名センナヨウ）」に変更する。

ウ. 次のものを削除する。

センナヨウ

3. 別紙3（第三類医薬品）

「○生薬及び動植物成分」の変更点

ア. 次のものを追加する。

成分名	別名等
イレイセン。ただし、1日量中イレイセン0.15g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
エゾノレンリソウ	
クニン	
クロマメ	
ケイガイ。ただし、1日量中ケイガイ1g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
ケイガイホ。ただし、1日量中ケイガイホ1g以下を含有	ケイガイスイ

するもの（外用剤を除く。）に限る。	
コウエン	
シャカンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中シャカンゾウ1g未満を含有するものに限る。	
ズシ	タントウシ（淡豆鼓）
ダイフウシ	
テイレキシ	
ニンドウ	
ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし、外用剤を限る。	ハッカイボク
バツカツ	
ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び1日量中ハンゲ0.6g以下を含有するものに限る。	
ビャクゴウ	
ビワヨウ	
ブシ（別名加エブシ又はホウブジ）。ただし、外用剤に限る。	
ボチョウコウ	
マツフジ	
モクツウ。ただし、1日量中モクツウ0.3g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
モツヤク。ただし、外用剤を除く。	ミルラ
ヨウバイヒ	
ラタニア	

イ。「成分名」欄を次の表のとおり変更する。

改正前	改正後
アロエ	アロエ。ただし、外用剤及び1日量中アロエ0.75g以下を含有するものに限る。
アンソッコウ。ただし、外用剤に限る。	アンソッコウ
イヌザンショウ。ただし、外用剤に限る。	イヌザンショウ
イヌザンショウ果実。ただし、外用剤に限る。	イヌザンショウ果実
インチン。ただし、外用剤に限る。	インチン。ただし、外用剤及び1日量中インチン3g以下を含有するものに限る。
インチンコウ。ただし、外用剤に限る。	インチンコウ。ただし、外用剤及び1日量中インチンコウ3g以下を含有するものに限る。
ウヤク。ただし、外用剤に	ウヤク。ただし、外用剤及び1日量中ウヤク2g

限る。	以下を含有するものに限る。
エンメイソウ。ただし、外用剤に限る。	エンメイソウ
オウゴン。ただし、外用剤に限る。	オウゴン。ただし、外用剤及び1日量中オウゴン1g以下を含有するものに限る。
オウバク。ただし、外用剤に限る。	オウバク。ただし、外用剤及び1日量中オウバク3g以下を含有するものに限る。
オウレン。ただし、外用剤に限る。	オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン1g以下を含有するものに限る。
ガイシ。ただし、外用剤に限る。	ガイシ
ガイバ。ただし、外用剤に限る。	ガイバ
ガイヨウ。ただし、外用剤に限る。	ガイヨウ
ガゴソウ。ただし、外用剤に限る。	ガゴソウ
ガジュツ	ガジュツ。ただし、1日量中ガジュツ5g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。
カッコウ。ただし、外用剤に限る。	カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ3g以下を含有するものに限る。
カッコン。ただし、外用剤に限る。	カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン4g以下を含有するものに限る。
カッセキ。ただし、外用剤に限る。	カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ1.5g以下を含有するものに限る。
カラセンキュウ。ただし、外用剤に限る。	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び1日量中カラセンキュウ2.5g以下を含有するものに限る。
カンゾウ	カンゾウ。ただし、外用剤、1日量中カンゾウ1g未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ1g以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）に限る。
キバン。ただし、外用剤に限る。	キバン
キョウオウ。ただし、外用剤に限る。	キョウオウ
キョウカツ。ただし、外用剤に限る。	キョウカツ。ただし、外用剤及び1日量中キョウカツ0.15g以下を含有するものに限る。
キョウニン。ただし、外用剤に限る。	キョウニン。ただし、外用剤及び1日量中キョウニン0.2g以下を含有するものに限る。

キンギンカ。ただし、外用剤に限る。	キンギンカ
ゲンジン。ただし、外用剤に限る。	ゲンジン。ただし、外用剤及び1日量中ゲンジン0.5g以下を含有するものに限る。
ゴウカイ。ただし、外用剤に限る。	ゴウカイ
コウボク。ただし、外用剤に限る。	コウボク。ただし、外用剤及び1日量中コウボク0.3g以下を含有するものに限る。
ゴオウ。ただし、外用剤に限る。	ゴオウ
ゴシツ。ただし、外用剤に限る。	ゴシツ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシツ1.5g以下を含有するものに限る。
ゴシュユ。ただし、外用剤に限る。	ゴシュユ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシュユ0.4g以下を含有するものに限る。
コズイシ。ただし、外用剤に限る。	コズイシ
コトウイ。ただし、外用剤に限る。	コトウイ
コトウニン。ただし、外用剤に限る。	コトウニン
ゴバイシ。ただし、外用剤に限る。	ゴバイシ
ゴボウシ。ただし、外用剤に限る。	ゴボウシ。ただし、外用剤及び1日量中ゴボウシ1.5g以下を含有するものに限る。
コロハ。ただし、外用剤に限る。	コロハ
サイコ。ただし、外用剤に限る。	サイコ。ただし、外用剤及び1日量中サイコ0.7g以下を含有するものに限る。
サイシン。ただし、外用剤に限る。	サイシン。ただし、外用剤及び1日量中サイシン0.3g以下を含有するものに限る。
サヨウ。ただし、外用剤に限る。	サヨウ
サンキライ。ただし、外用剤に限る。	サンキライ
サンシシ。ただし、外用剤に限る。	サンシシ
サンソウニン。ただし、外用剤に限る。	サンソウニン
サンリョウ。ただし、外用	サンリョウ

剤に限る。	
ジオウ。ただし、外用剤に限る。	ジオウ。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものに限る。
シクンシ。ただし、外用剤に限る。	シクンシ
ジコッピ。ただし、外用剤に限る。	ジコッピ。ただし、外用剤及び1日量中ジコッピ0.2g以下を含有するものに限る。
ジャショウジ。ただし、外用剤に限る。	ジャショウジ。ただし、外用剤及び1日量中ジャショウジ0.6g以下を含有するものに限る。
シャジン(沙参)。ただし、外用剤に限る。	シャジン(沙参)
シャゼンソウ。ただし、外用剤に限る。	シャゼンソウ
シュロヨウ。ただし、外用剤に限る。	シュロヨウ
ショウマ。ただし、外用剤に限る。	ショウマ。ただし、外用剤及び1日量中ショウマ0.15g以下を含有するものに限る。
ジリュウ。ただし、外用剤に限る。	ジリュウ。ただし、外用剤及び1日量中ジリュウ1.5g以下を含有するものに限る。
シンイ。ただし、外用剤に限る。	シンイ。ただし、外用剤及び1日量中シンイ0.3g以下を含有するものに限る。
シンキク。ただし、外用剤に限る。	シンキク
ジンコウ。ただし、外用剤に限る。	ジンコウ。ただし、外用剤及び1日量中ジンコウ1g以下を含有するものに限る。
セッコウ。ただし、外用剤に限る。	セッコウ。ただし、外用剤及び1日量中セッコウ1.5g以下を含有するものに限る。
センキュウ。ただし、外用剤に限る。	センキュウ。ただし、外用剤及び1日量中センキュウ2.5g以下を含有するものに限る。
ゼンコ。ただし、外用剤に限る。	ゼンコ。ただし、外用剤及び1日量中ゼンコ1.25g以下を含有するものに限る。
ゼンタイ	ゼンタイ
セントリウム草。ただし、外用剤に限る。	セントリウムソウ
ソウキセイ	ソウキセイ(ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む。)。ただし、外用剤に限る。
ソウジュツ。ただし、外用剤に限る。	ソウジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ソウジュツ2.25g以下を含有するものに限る。
ソウヒョウソウ。ただし、	ソウヒョウソウ

外用剤に限る。	
ゾクダン。ただし、外用剤に限る。	ゾクダン
ソボク。ただし、外用剤に限る。	ソボク。ただし、外用剤及び1日量中ソボク 1g 以下を含有するものに限る。
ダイウイキョウ。ただし、外用剤に限る。	ダイウイキョウ
タイカ。ただし、外用剤に限る。	タイカ
タクシャ。ただし、外用剤に限る。	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ 3g 以下を含有するものに限る
タラ根皮。ただし、外用剤に限る。	タラコンピ
チクジョ。ただし、外用剤に限る。	チクジョ
チュ。ただし、外用剤に限る。	チュ
チョウトウコウ。ただし、外用剤に限る。	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ 0.3g 以下を含有するものに限る。
チョレイ。ただし、外用剤に限る。	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ 2.25g 以下を含有するものに限る。
ツユクサ。ただし、外用剤に限る。	ツユクサ
テンジクオウ。ただし、外用剤に限る。	テンジクオウ
テンマ。ただし、外用剤に限る。	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ 1g 以下を含有するものに限る。
テンモンドウ。ただし、外用剤に限る。	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ 1.25g 以下を含有するものに限る。
トウシンソウ。ただし、外用剤に限る。	トウシンソウ
冬虫夏草。ただし、外用剤に限る。	冬虫夏草
トウニン	トウニン。ただし、1日量中トウニン 0.5g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。
ドクカツ。ただし、外用剤に限る。	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ 1.5g 以下を含有するものに限る。
トショウジツ。ただし、外用剤に限る。	トショウジツ

ナンバンゲ。ただし、外用剤に限る。	ナンバンゲ
ハクニシン。ただし、外用剤に限る。	ハクニシン
ヒカイ。ただし、外用剤に限る。	ヒカイ
ヒハツ。ただし、外用剤に限る。	ヒハツ
ビャクキョウザン。ただし、外用剤に限る。	ビャクキョウサン。ただし、外用剤に限る。
ビャクシ。ただし、外用剤に限る。	ビャクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクシ1.6g以下を含有するものに限る。
ビャクジュツ。ただし、外用剤に限る。	ビャクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクジュツ2.25g以下を含有するものに限る。
ビャクレン。ただし、外用剤に限る。	ビャクレン
ブクリョウ。ただし、外用剤に限る。	ブクリョウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリョウ4g以下を含有するものに限る。
プランタゴ・オバタ種子。ただし、外用剤に限る。	プランタゴ・オバタ種子
プランタゴ・オバタ種皮。ただし、外用剤に限る。	プランタゴ・オバタ種皮
ベラドンナ。ただし、外用剤に限る。	ベラドンナコン（別名ベラドンナ）。ただし、外用剤に限る。
ボウイ。ただし、外用剤に限る。	ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ0.5g以下を含有するものに限る。
ボウコン。ただし、外用剤に限る。	ボウコン
ボウフウ。ただし、外用剤に限る。	ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ0.3g以下を含有するものに限る。
ホオウ。ただし、外用剤に限る。	ホオウ
ボタンピ。ただし、外用剤に限る。	ボタンピ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンピ0.4g以下を含有するものに限る。
ホホバ。ただし、外用剤に限る。	ホホバ
マシニン。ただし、外用剤に限る。	マシニン
マンケイシ。ただし、外用	マンケイシ。ただし、外用剤及び1日量中マンケ

剤に限る。	イシ 0.5g 以下を含有するものに限る。
モッカ。ただし、外用剤に限る。	モッカ
モッコウ。ただし、外用剤に限る。	モッコウ
ハツ目ウナギ。ただし、外用剤に限る。	ヤツメウナギ。ただし、外用剤に限る。
リュウタン。ただし、外用剤に限る。	リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものに限る。
リョウキョウ。ただし、外用剤に限る。	リョウキョウ
レンギョウ。ただし、外用剤に限る。	レンギョウ。ただし、外用剤及び 1 日量中レンギョウ 0.3g 以下を含有するものに限る。
レンセンソウ。ただし、外用剤に限る。	レンセンソウ
ロクキン。ただし、外用剤に限る。	ロクキン

ウ. 次のものを削除する。

- ・セイヨウヤドリギ。ただし、外用剤に限る。
- ・タラ根。ただし、外用剤に限る。
- ・ハッカイ。ただし、外用剤に限る。
- ・ホウブシ。ただし、外用剤に限る。

エ. 「別名等」欄に次のとおり追加する。

- ・「センタイ」の別名に「ゼンタイ」を追加する。
- ・「タラコンピ」の別名に「タラコン」を追加する。

オ. 「別名等」欄から次のものを削除する。

「キンギンカ」の別名から「ニンドウ」を削除する。

カ. 次の（注）を追加する。

- ・1 日量は、15 歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、15 歳未満の者に係る量は基準量を勘案し算定した量とする。
- ・1 日量は、原生薬による値であり、エキス等については原生薬に換算した値を使用すること。